

福山市北部市民センター使用料等明細表

2019年10月1日より適用

1. 各部屋、冷暖房使用料

2. 付属設備及び器具類等使用料

(金額欄:上段はサークル等非営利活動の場合,下段はそれ以外の企業等営利組織又は参加費徴収行事等で使用の場合)

時間区分 名称	定員	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	空調 使用料 (1時間当 たり)
		9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 22時まで	9時から 17時まで	13時から 22時まで	9時から 22時まで	
多目的ホール	560	7,330	11,000	12,560	16,230	22,000	27,230	1,030円
		14,660	22,000	25,120	32,460	44,000	54,460	
第1楽屋	—	620	930	1,030	1,400	1,880	2,350	150円
		1,240	1,860	2,060	2,800	3,760	4,700	
第2楽屋	—	310	460	510	670	930	1,150	100円
		620	920	1,020	1,340	1,860	2,300	
第3楽屋	—	310	460	510	670	930	1,150	100円
		620	920	1,020	1,340	1,860	2,300	
第1会議室	16	620	930	1,030	1,400	1,880	2,350	150円
		1,240	1,860	2,060	2,800	3,760	4,700	
第2会議室	12	410	620	670	930	1,250	1,560	150円
		820	1,240	1,340	1,860	2,500	3,120	
第3会議室	16	510	780	880	1,150	1,560	1,930	150円
		1,020	1,560	1,760	2,300	3,120	3,860	
第4会議室	20	730	1,100	1,250	1,610	2,200	2,710	200円
		1,460	2,200	2,500	3,220	4,400	5,420	
学習情報室	30	830	1,250	1,400	1,880	2,500	3,130	200円
		1,660	2,500	2,800	3,760	5,000	6,260	
児童室	—	1,030	1,560	1,770	2,350	3,130	3,920	200円
		2,060	3,120	3,540	4,700	6,260	7,840	
第2学習室	54	1,030	1,560	1,770	2,350	3,130	3,920	200円
		2,060	3,120	3,540	4,700	6,260	7,840	
編集室	—	310	460	510	670	930	1,150	100円
		620	920	1,020	1,340	1,860	2,300	

品目		単位	使用料
照明設備	ボーダーライト	1列	510円
	サスペンションライト	1列	730円
	ホリゾンライト	1列	510円
	ロアーホリゾンライト	1列	310円
	シーリングスポットライト	1列	510円
	センターピンスポットライト	1台	1,030円
	スポットライト(1kw)	1台	200円
	スポットライト(0.5kw)	1台	150円
音響装置	ホール拡声装置	1式	1,030円
	カセットデッキ	1台	510円
	CDプレイヤー	1台	510円
	MDプレイヤー	1台	510円
	エコーマシーン	1台	510円
	移動スピーカー	1台	510円
	マイク	1本	510円
	会議室等拡声装置(マイク1本付き)	1式	1,030円
その他の設備	屏風	1双	1,030円
	ピアノ	1台	2,610円
	スライドプロジェクター	1台	510円
	ビデオプロジェクター(DVD)	1台	1,560円
	オーバーヘッドプロジェクター	1台	510円
	16ミリ映写機	1台	1,030円
	ビジュアルプレゼンター	1式	510円
	DVDプレイヤー	1台	510円
	編集機器	1式	730円
	茶釜用電気コンロ	1台	1,030円
持込電源	1kwにつき	100円	

《備考》 *使用料は、1回あたりの使用料とし、条列別表に規定する午前、午後又は夜間の時間区分をもってそれぞれ1回とする。
 ただし、持込電源については、使用電力量の実績による。
 *TV、スクリーンは学習情報室、第2学習室に設置。
 *ホワイトボードマーカーは使用者の方で持参してください。
 *ホールでマイクを使用する場合は、ホール拡声装置とセットでの使用となります。

《備考》 *使用者がホール準備又はリハーサルのために使用する場合は、当該使用料の50%に相当する額を使用料の額とする。
 *アマチュア団体が多目的ホールをスポーツのために使用する場合は、この表に定める額の30%に相当する額。